

虐待防止のための指針

第1章 総 則

(目的)

第1条 この指針は、社会福祉法人鶴寿会（以下「事業者」という。）が運営する事業所（以下「事業所」という。）に係る虐待を防止するための体制を整備することにより、利用者の権利を擁護するとともに、利用者が介護サービス等を適切に利用できるように支援することを目的とする。

(基本的な考え方)

第2条 高齢者に対する虐待は、人権侵害であり、犯罪行為であるという認識のもと、高齢者虐待防止法の趣旨を踏まえ介護保険法が掲げる尊厳の保持と自立支援という目的を達成し、虐待の未然防止、早期発見、迅速かつ適切な対応等に努めるとともに、虐待が発生した場合には適切に対応し再発防止策を講じる。

(対象とする虐待)

第3条 この指針において、「虐待」とは、高齢者虐待防止法に示されている次の行為をいう。

(1) 身体的虐待

高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

(2) 介護・世話の放棄（ネグレクト）

高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

(3) 心理的虐待

高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

(4) 性的虐待

高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつ行為をさせること。

(5) 経済的虐待

高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

第2章 虐待防止対応体制

(虐待対応責任者)

第4条 事業者は、虐待についての責任主体を明確にするため、虐待対応責任者（以下「責任者」という。）を置く。

2 責任者は、鶴寿荘施設長をもって充てる。

(責任者の職務)

第5条 責任者の職務は、次のとおりとする。

(1) 虐待に対しての適切な対応策の実施

- ア 虐待通報内容の聴取、原因の追求、解決策の検討、並びに解決に向けた当事者との話し合い方法等を整理し、虐待防止委員会に諮問する。
- イ 虐待内容の報告を受けた旨の虐待通報者への通知
- ウ 原因と解決策、改善結果の虐待通報者への報告
- エ 虐待解決について第三者委員への報告
- オ 虐待通報受付の町担当部署への報告
- カ 虐待通報内容の町担当部署への経過と改善状況の報告
- キ 町及び指定権者の調査に係る協力
- ク 虐待防止委員及び虐待受付担当者の選考

(2) 虐待防止を図るための対策の実施

- ア 定期的な虐待防止に関する職員研修の実施

(虐待担当者)

第6条 前条に掲げる措置を適切に実施するとともに、事業の利用者等と職員が虐待通報を行いやすくするため、虐待担当者（以下「担当者」という。）を置く。

2 担当者は、職員の中から責任者が選考し、理事長が任命する。

(担当者の職務)

第7条 担当者の職務は、次のとおりとする。

- (1) 利用者等からの虐待通報受付
- (2) 職員からの虐待通報受付
- (3) 虐待通報受付内容の第三者委員と責任者への報告
- (4) 虐待防止委員会の開催及びその結果の従業者への周知徹底
- (5) 虐待防止のための指針の整備
- (6) 従業者への虐待防止のための研修会の開催

(虐待防止委員会の設置)

第8条 責任者は、事業所における虐待の防止と対応の推進に努め、利用者の安全と人権を擁護するため、虐待防止委員会を次のとおり設置する。

- (1) 委員は、必要のある員数とし、各事業所管理者その他必要とされる者を理事長が任命する。
- (2) 委員会は委員長、副委員長及び委員をもって組織する。
- (3) 委員長は理事長が任命するものとし、副委員長は委員の中から委員長が指名する。
- (4) 委員長が事故あるときは、副委員長が職務を代理する。
- (5) 委員会に次条に定める第三者委員を加えることができる。

2 委員会の開催を次のとおりとする。

- (1) 委員会は、年1回の定例会を開催するものとし、委員長が召集する。
- (2) 臨時として、虐待の通報受付時等に委員長が招集し開催する。
- 3 第三者委員が委員会に参加したときは、1回につき5,000円の費用弁償を支払う。
- 4 委員会は次の事項について協議する。
 - (1) 虐待や虐待通報があったとき、又は虐待のおそれがあるときの対応。
 - (3) 虐待防止に係る研修内容
 - (4) 身体拘束や事故等の事案が発生し、虐待につながるような可能性がある場合の対応。

(第三者委員の設置)

第9条 社会性、客観性、中立・公正性を確保し、利用者の立場や特性に配慮した適切な対応を図るため、第三者委員を設置する。

- 2 委員は3名とし、虐待解決を円滑・円満に図ることができる者の中から、理事長が委嘱する。

(第三者委員の職務)

第10条 第三者委員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 利用者等からの虐待通報を直接受け付け、責任者に通知する。
- (2) 担当者から受け付けた虐待内容報告の聴取
- (3) 虐待通報者への助言
- (4) 事業者への助言
- (5) 虐待通報者と責任者との話し合いへの立会い及び助言
- (6) 責任者からの虐待に係わる事案の改善状況等報告の聴取

(責任者、担当者、委員の任期)

第11条 責任者、担当者及び第三者委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 欠員により補充された場合は、前任者の残任期間とする。

第3章 虐待防止及び解決

(虐待の通報及び発見)

第12条 事業者は、利用者本人及び家族並びにその関係者（以下「利用者等」という。）及び職員から虐待の通報があったときは、この指針に基づき対応する。

- 2 職員は、虐待を発見した際、第6条で定める虐待担当者に通報しなければならない。
- 3 前項により通報を行った職員は、そのことを理由として解雇やその他の不利益を受けない。
- 4 通報した職員は、利用者本人の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、個人情報の守秘義務を負わない。ただし、虚偽又は過失の場合は、この限りでない。

(虐待対応の周知)

第13条 責任者は、本指針に基づく責任者、担当者及び第三者委員の氏名連絡先等を利用者へ周知しなければならない。

2 責任者は、虐待防止に係る研修を年2回以上行うものとする。

(虐待通報の受付)

第14条 担当者、責任者及び第三者委員は、虐待通報受付書(様式第1号)に必要事項を記載して行う。

(虐待の報告)

第15条 担当者は、受け付けた虐待通報は、すべて責任者及び第三者委員に報告する。

2 担当者から虐待通報受付の報告を受けた責任者は、虐待内容を確認し、虐待通報受付報告書(様式第2号)によって、虐待通報者に対して報告を受けた旨を速やかに通知する。

(虐待解決に向けた協議)

第16条 責任者は、虐待通報の内容を解決するため、虐待通報者との話し合いに務めなければならない。

2 虐待通報者及び責任者は、必要に応じて第三者委員に助言を求めることができる。

3 第三者委員は、話し合いへの立会いにあたっては、虐待の内容を確認の上、必要に応じて解決策の調整と助言を行う。

(虐待解決に向けた記録・結果報告)

第17条 責任者は、虐待通報受付から解決、再発防止に向けた経緯と結果について書面により記録する。

2 責任者は、通報のあった事案について、虐待通報者、第三者委員及び町担当部署に対して状況報告書(様式第3号)により速やかに報告しなければならない。

(解決結果の公表)

第18条 理事長は、本指針に基づく虐待及び解決の対応状況について、虐待通報者の了解を得た上で、個人情報に関する事項を除き、定期的に理事会、評議員会に報告を行う。

附 則

この規程は、平成24年12月10日から施行する。

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

この規程は、2023年4月1日から施行する。

この指針は、2023年12月1日から施行する。

虐待通報受付書

受付番号 _____

受付日 _____ 年 _____ 月 _____ 日 ()

受付者氏名 _____

通 報 者	(利用者本人)		住所・連絡先	電話 — —
	(フリガナ) 氏名			
	(利用者以外)		住所・連絡先	電話 — —
	(フリガナ) 氏名			
本人との関係	1 配偶者 2 子 3 兄弟 4 子の配偶者 5 ケアマネージャー 6 民生委員 7 その他 ()			

受 付 内 容	(フリガナ) 利用者の氏名		年齢・性別 (才) (男・女)
			住所・連絡先
	虐待の発生時期	年 月 日	虐待の発生場所
	虐待の内容		
備考			

受付者は、速やかに責任者、第三者委員に報告のこと。

責任者は、受付内容を確認し速やかに町担当部署に報告のこと。

虐待通報受付報告書

年 月 日

（通報者・被虐待者）

様

責任者 印

虐待受付担当者から下記のとおり虐待受付（番号 ）についての報告がありましたことを報告いたします。

記

虐待の通報日	年 月 日（ ）	通報者氏名	
虐待の発生時期	年 月 日（ ）	利用者との関係	本人 その他（ ）
虐待の内容			

状 況 報 告 書

年 月 日

（通報者・被虐待者・第三者委員・町担当部署）

_____様

責任者 _____ 印

年 月 日付けの虐待（受付番号 _____）について、下記のとおり報告いたします。

記

1 虐待の内容
2 原因と解決策
3 その後の状況
4 その他の特記事項